

令和4年6月9日(木)午前9時30分より、6月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)
議案第4号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和4年7月8日(金) 午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美
【欠席委員】 14番 渡邊芳治

事務局 矢永 孝治 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は1番、2番の方をお願いします。

事務局 矢永 (付議事項の朗読)

付議事項 (議事録署名委員の指名1番、2番)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 外2名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(県許可)

●●氏 より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第4条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会許可)

●●氏 外2名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第4号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天貸駐車場になります。

申請地は、都市計画法の用途地区内の第一種住居地域で第3種農地判断となります。遊休化している農地を貸駐車場として整備する計画です。雨水は地元からの要望により南側の宅地との間に土水路を新設する計画です。給水なしで汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

18番 河野委員 区長さんと土木長さんと一緒に現地を確認に行きました。住宅の人たちも喜ばれております。草ぼ一ぼ一で管理ができてない状態でしたので。駐車場として整備したいと言われておりますが、問題はないということでは思っております。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。私から聞きたいのですが道路は引き込み口が3mで問題はないのでしょうか。4mや6m必要ではないのでしょうか。

事務局 辻 住宅を建てるものではないので問題はないと思われれます。

議長 柳 砕石を敷くのかアスファルト舗装にするの。

事務局 辻 砕石を敷かれるそうです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 駐車場から住宅にすることになったらどうなりますか。

10番 樋口委員 住宅を建てるのであれば3mではダメです。4m必要になりますよね。

事務局 野口 ここは用途地域であるものの道路の確保ができないので駐車場でしか利用ができないそうです。

12番 秋吉委員 おかしくないですか。大きな道路は南側にあるじゃないですか。

10番 樋口委員 現地でも見たように真ん中に2mの道路が入っており、転用されるのは北側だけって話をしたじゃないですか。南側はまた違う人が所有されているんです。一面草だらけで道かどうか分かりませんでしたけど。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天駐車場になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。農振除外がなされた案件で、同じ下高橋内で既存の事務所の土地の賃貸借契約が切れるにあたり、申請地に隣接する宅地部分に事務所を移転し、申請地を駐車

場として整備する計画です。雨水は排水柵を新設し、北東側の既存水路に放流する計画です。被害防除措置としては新設と既設のコンクリートブロック 2 段を利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私ですが、問題はないと判断をいたしています。皆さんから何かありませんか。

6 番 久保委員 ここは水田じゃないんですか。現地は畑のように見えましたが造成しているんじゃないですか。

議長 柳 実を言うと昔、国が消防署を建てる時にそこら一面あげてしまっているんですよ。国がやっているんです。元々は●●さんが住んでいましたが、消防署ができて盛土をするからという理由で引っ越しされています。地目の変更がなされずにいたんだと思います。

10 番 樋口委員 事務局が土地改良区の受益地ではないと説明されてましたよね。ちゃんと話を聞いていれば分かるはずですよ。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第 1 号 3 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号 農地法第 5 条 3 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天資材置場になります。
申請地は、水管・下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路に接しており、500 m 以内に教育施設と医療施設がそれぞれあるため第 3 種農地判断となります。隣接宅地を資材置場として使っている申請者が、申請地も資材置場として一体利用する計画です。雨水は南側の道路側溝に放流する計画です。給水なしで汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

7 番 井手委員 特にありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
それでは、議案第 2 号 1 番の説明をお願いします。

<事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条 1 番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は露天資材置場になります。
10 ha 以上の広がりのある農地になりますので第 1 種農地判断となります。同集落に住んで造園業を営む所有者が昔から資材置場として使ってきたため始末書付き

となっております。雨水は自然流下となっております、給水なしで汚水雑排水は発生しないそうです。被害防除措置としては既設のコンクリートブロックを利用する計画です。資金計画、見積書等は確認しております。始末書の内容としては、昭和57年に農地を買ったときから既に畑として利用されておらず、現況のような状態であったため、資材置場として利用可能と誤った認識をしてしまっていたそうです。農業委員会から指摘がなされて農地法の手続きが必要ということを知り、今回申請を行われています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんは本日欠席となっておりますが意見は聞いてますか。

事務局 辻 事務局の方で聞いております。申請地にはコンテナや砂利などの資材が色々置かれていたため、申請する時はできる限り農地の状態にしてから申請をしてくださいと話していたそうです。本当は全て撤去して欲しかったそうですが砂利など一部残っている部分もあります。また、機械などが入っているコンテナは動かせないそうで、そこは仕方ないかなと思われたそうです。後は皆さんの判断にお任せしますとのことでした。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

7番 井手委員 昭和57年から資材置場として使われていたとのことですが、過去に指摘はされていなかったのですか。

事務局 辻 2年前に指摘され、転用申請を進めようとしたことしか把握できていません。その時に行政書士に委託し、関係書類を作成したものの、当時の区長さんから水利承諾が得られず申請を止められたそうです。本当は令和2年中に申請を出そうとはされていたそうです。

議長 柳 平成23年から農地法が厳しくなっております。昔は農地を盛土するのも1年間で30cm以下であれば農業委員に泥を上げるからなと言うだけで良かった。それくらい現在よりも農地法の規制が緩かったりするので、当時はそこまで厳しい目で見られていなかったんじゃないかなと私は推測します。

10番 樋口委員 土盛りをするのに申請が必要だと知らない方もいらっしゃるんですね。そういう人がいたら助言をしてあげてください。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第3号1番の説明をお願いします。なお、1番から3番までは同一の申請者であるため一括で説明をお願いします。

<事務局 議案第3号1～3番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については畑2筆901㎡の売買で360万4千円です。

2番については畑2筆1,867㎡の売買で885万3千5百円です。

3番については畑1筆1, 854㎡の売買で834万3千円です。

先月の申請者と同じ方になります。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

10番 樋口委員 金額が相変わらず高いです。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 どんどん買い占めがあっっています。自分の将来の利益を考えてのことだと思いたすが、買い占めた後の管理は大丈夫なのですかね。何も言えないんですかね。

2番 棚町委員 農業委員会では農地法に違反することしか話せないのかな。事務局長、前回話してた町づくりのビジョンはどうなったのでしょうか。

事務局 矢永 このような動きがあっっていることは町長にも報告していますし、先月の総会で出た意見についてもお伝えしております。ただやはり町としても個人の財産に法律上の根拠もないのに、制約を課したりはできないだろうということです。今後の動きは随時報告させていただきたいとは思いますが、現在何か言うことはできないかなというところですよ。

2番 棚町委員 これは議会のテーマかもしれないかなとも思いました。管理ができるかという心配もあると思いますし。

6番 久保委員 法面がものすごくあつて段々となっているため管理も心配ですし。農業委員としてもずっと見に行くのかも分かりませんし。

議長 柳 見に行ってください。

6番 久保委員 毎日に行けませんよ。

議長 柳 毎日でなくてもいいので。週1回、月1回とかでも大丈夫です。

6番 久保委員 草ぼ一ぼ一の時とかはきちんと管理してもらわないと。

議長 柳 そういう時は私の名前で事務局が通知を出していますので。前回申請者が来られて我々も色々確認をしています。久留米や小郡では管理はきちんとしていますからということを知るしかないです。高いか安いかの物の値段の価値は一人一人違うじゃないですか。これが100円するのか200円するのか、いや50円しか価値がないのか。私も高すぎるとは思いましたが。久留米の会長にも話をしています。こうやって買いにきよると。けれども値段をどうこうというのは我々が言えんと。物の価値は一人一人違つと。どんなボロでもその人にとって無茶苦茶価値があると判断されたらどげん言つとかと。そういうことで仕方がないなと前回も今回も判断しております。

6番 久保委員 自分の利益のために面積がいっぱいになるのは。

議長 柳 それは資本主義だから仕方ないですよ。中国とかが入つてくるとなると話は別でしょうが。できれば三井郡の方に買つてもらえれば一番いいんですが。今後も町外から100万円しかしないような所を200~300万円で買つて話も出てくると思いたす。向こうは農地が足りてないので。我々は農業委員会として法律に従つてこの農地がどうなのかを判断するのであつて物の価値を判断する訳ではあり

ませんので。他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。賛成多数で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号4番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑2筆837㎡の売買で253万円です。

議長 柳 担当委員は私ですが特にありません。皆さんから何かありませんか。

10番 樋口委員 以前から買い手を探してた所ですね。遊休化していたところです。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号5番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑1筆65㎡の売買で3万円です。隣の宅地と一緒に買われるそうです。

議長 柳 担当委員さん何かありますか。

9番 佐田委員 特にありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については町内で5反程のまとまった所の借入希望で野菜を作付けされたいそうです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

9番 佐田委員 親子別々で農業をされており、息子はトウモロコシ、ブロッコリー、ごうやを耕作しています。

15番 山見委員 何歳くらいの人なんですか。

9番 佐田委員 31歳です。

議長 柳 一括で5反はなかなかないとは思いますが、2反と3反とかあればお願いします。あっせん委員は大堰の皆さんで實藤委員と矢野委員と佐田委員と花田委員の4名にお願いします。

続きまして、2号の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については1、423㎡の田1筆の売買希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は實藤委員と矢

野委員の2名にお願いします。

続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。
それではこれで全ての議事の審議を終わります。